

特定非営利活動法人エコ・テクル 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エコ・テクルという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、未来に良好な環境を継承するために、物品及び廃棄物についての情報の共有と公開をする場を設け、不適正処理や不法投棄の防止等を監視する実証モデル（情報システム等）を構築し運営し、また、災害等による環境への悪影響を防止または回復するような救助支援等を行い、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 環境保全のための物品及び廃棄物の移動についての情報収集及び情報提供に係る支援事業
- ② 廃棄物の不適正処理・不法投棄の防止等に係わる事業
- ③ 不適正処理や不法投棄の防止等を監視する実証モデル（情報システム等）に関する技術の開発及び公開の事業
- ④ 環境保全に関する研修、イベント、展示会の実施事業
- ⑤ 環境保全を目的とした他団体との連携、情報交換支援等に関する事業
- ⑥ 災害等による環境への悪影響を防止または回復するような救助支援事業
- ⑦ 環境保全について、社会への教育啓蒙事業
- ⑧ 環境保全・防災・災害復旧及び環境に関連した社会資本整備支援事業
- ⑨ 廃棄物処理業者に対する経営企画等支援事業
- ⑩ その他環境保全に関わる事業

(2) その他の事業

- ① バザー、その他物品販売の事業
 - ② 広告、宣伝事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して運営に参加する個人で、総会における議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して事業を賛助する個人及び団体で、総会における議決権を有しない。

(入会)

第7条 会員の入会についての条件等を特に定めない

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名～8名
- (2) 監事 1名～2名

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等内の親族が1人を超えて含まれ、又当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了時においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総会の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(総会)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
2 総会は、正会員をもって構成する。
3 通常総会は、年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
4 理事長又は監事が必要を認めた場合には、臨時総会を開催することができる。
5 総会は、監事が招集する場合を除き理事長が招集する。
6 総会の招集通知は書面又は電子メールをもって開催日の5日前までに通知しなければならない。
7 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(機能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。次の事項以外のものは理事会にて議決するものとする。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業報告及び活動決算の承認
- ⑤ 役員を選任又は解任
- ⑥ その他、理事会から付託された事項

(議決)

第 23 条 会議の議決は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第25条 会議の議決は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(会計)

第27条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

2 会計方法は別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第28条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第29条 この法人の解散については、法第31条の規定による。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第30条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

- 第31条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | | |
|------|----|-----|
| 理事長 | 伊藤 | 栄樹 |
| 副理事長 | 梅田 | 佳暉 |
| 理事 | 依田 | 浩敏 |
| 理事 | 蓮山 | 伸子 |
| 理事 | 古田 | 稔 |
| 理事 | 北條 | 純一 |
| 監事 | 生田 | 千年雄 |
| 監事 | 諸熊 | 茂紀 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画は、第27条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年8月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 個人10,000円
 - (2) 正会員 年会費 個人10,000円
 - (3) 賛助会員の入会金・年会費は理事会で別に定める額
- 7 平成27年10月26日以降、この法人の正会員の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員・賛助会員 入会金 0円
 - (2) 正会員 年会費 個人10,000円
 - (3) 賛助会員の年会費は理事会で別に定める額
- 8 令和4年10月24日以降、この法人の正会員の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員・賛助会員 入会金 0円

- (2) 正会員 年会費 個人5,000円
- (3) 賛助会員の年会費は理事会で別に定める額